

大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和3年12月7日(火) 午後2時から午後3時45分まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室(本館1階)

3 出席者

(家庭裁判所委員会委員) 五十音順・敬称略

奥谷晃史, 小出進, 富田一彦, 中村好孝, 橋本浩, 細島秀勝, 堀田直美, 三輪聡美,
村田健二

(事務担当者)

加藤光久, 山本正道, 藤原治, 永田一及, 丸岡麻子

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から, 前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から, 前回委員会で委員から出された意見を踏まえて, 裁判所が行った取組等について説明した(前回のテーマ: 裁判所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について)。

(3) 意見交換(テーマ「家事調停委員に相応しい人材の確保について」)

事務担当者から, 動画「ご存知ですか 家事調停」を用いて, 家事調停及び家事調停委員について説明した上で, パワーポイントを用いて, 当庁における家事調停委員の応募, 任命手続, 家事調停事件や家事調停委員の現状等について説明した。

発言要旨は, 別紙のとおり

(4) 次回委員会の日程, テーマについて

次回の家裁委員会は, 令和4年7月5日(火) 午後2時からとし, 1時間45分程度で行う。テーマは「少年の再非行防止に向けた効果的な教育的措置について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長：● 委員：○ 事務担当者等：□)

【家事調停委員に相応しい人材の確保について】

- 裁判所からの説明で、家事調停委員のイメージ等は持っていただけたか。
- 調停委員の募集の状況と採用人数、一般募集と団体募集との内訳などの状況はどうなっているのか。
- ここ数年では、1年で20人から30人くらいの応募があり、最終的に任命されるのは20人くらいである。団体推薦は年に10人程度で推移している。
- 団体推薦以外で一般からの応募があるとのことだが、一般応募の方はどういうきっかけで応募に至っているのか。
- 裁判所は、一般的に広く公募している訳ではないが、応募のきっかけ、志望動機について事務担当者から説明する。
- 現役の調停委員から勧められたという方や、調停委員について興味を持っていて、定年退職後に社会貢献したいとして、裁判所に応募方法を問い合わせた方もいる。
- 家事調停委員は、一人当たり何件くらいの事件を担当して、週にどのくらい出勤しているのか、どの程度の報酬が得られるのかなどについて、事務担当者から説明する。
- 家事調停委員が何件程度の事件を担当しているかについては、所属する裁判所によってばらつきがあるが、平均すれば、年間10数件程度である。少なくとも2、3件の委員もいれば、多くて20件くらいの委員もいる。どの程度出勤しているかについては、少なくとも月1、2回の委員もいれば、多くて週3回くらいの委員もいる。手当等については、例えば、週3回くらい出勤している調停委員は月10万円を超えるくらいの支給がある。
- 家事調停委員のイメージは持ってもらえたと思う。ここから意見交換に入るが、①どのような人材が相応しいか、②どのような所にどのような働き掛けを行うのが効果的か、③その他考えられる人材確保の方法の三つの意見交換事項について、意見等をお聴きしたい。意見交換事項の順番に関係なく、こういう人材募集を行ったといった経験談でも良い。
- 調停に立ち会うことがあるが、家事調停委員について、当事者が言うのは、よく話を聞いてくれた、よく共感してもらったということである。そうすると調停委員会の提案にも応じる気持ちになることも多いように思う。家事調停委員は、よく話を聴き、共感することのできる人材が良いのではないか。
- 家事調停委員についての説明を受けて、イメージとしては、ソーシャルワーカーに近い仕事をしているように思われる。法律の専門家ではないが人間関係調整の専門家なので、人の話を聞いて調整をするという専門性が家事調停委員に近い。フルタイムで働いている人もいて忙しいかもしれないが、それなりの人数はいる。先ほどの説明では、社会福祉事業の職業をしている調停委員が3パーセントとあるが、社会福祉関係の者はそれ以外

にはいないのか。

- 社会福祉事業を業としてやっている委員が約3パーセントなので、中には、社会福祉士等の資格を持っている方もおられるのではと思われる。
- 社会福祉関係の人材をリクルートする方法はあるか。
- 例えば、社会福祉士、精神保健福祉士などは施設などに配置されている。フリーランスのような働き方をしている時間の自由が利かない人が多いかもしれないが、社会福祉士であれば、協会があるので、そこに打診しても良いのではないか。
- 家事調停委員の資質に関して何か意見等あるか。
- 団体推薦は具体的にどういう団体に依頼しているのか。
- 例えば、弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、社会福祉士会、不動産鑑定士協会、税理士会などである。
- 各市に、相談員を務めている人がいる。人の話を聞いたり相談に乗ったりする業務であるため、適性があるのではないか。パンフレット「人と人をつなぐ調停委員 明日の調停を築く」にも家庭相談員の調停委員が紹介されている。
- 民間の仕事をしていると仕事が忙しく、家事調停委員になりにくいかもしれないとの話があったが、民間企業での人材募集に関して意見等をお聴きしたい。
- 民間企業で人材を探すとすれば、経験者優遇という形で募集をするかと思う。資質がある人材を発掘するという意味で、夫婦、親子、相続などの相談や問題を扱った経験のある方を優遇するのはどうか。もし調停委員不足が深刻であれば、組織団体とのパイプを作る、太くするという手法を取ることも考えられる。
- その他、民間の職場の観点で意見等はないか。
- 定年退職する人で人事の経験を持っている人材を発掘するのはどうか。最近では、高齢でも元気な方、経験豊富な方が増えてきているので、70歳にこだわらず柔軟に運用しても良いのではないか。
- 定年に関しては、裁判所全体の問題になるかと思われる。
- 調停に対する理解があつて、当事者の問題を自分の問題のここのように解決しようという熱意が重要であるという説明があつたが、そのとおりだと思う。職業としての何かの専門家であっても調停が上手くいくとは限らず、相応しい資質という意味で言えば、保護司が近いのではないか。保護観察所がどのように募集しているのか分からないが、それを参考にする方法もあるのではないか。
- 家事調停委員の資質を突き詰めたら、それは熱意なのではないかという考え方があるかもしれない。例えば、親子関係で揉めてこじれている問題を解きほぐせる、そういう問題を嫌がらずに解決しようという熱意を持っていることが大切なのではないか。その熱意があれば、研修や経験から専門性を身に付けていけるという見方もできる。そういう熱意のある者をどう発掘していくのか。
- やはり現役の調停委員に紹介してもらうのが良いのではないか。現に調停をやっている

て、この人なら調停委員としての素養があると思って紹介するのであるから、良い人材が得られるのではないか。団体からの推薦よりも、現役調停委員からの推薦の方が相応しい人材が見付かる可能性がある。

- 現役の調停委員の紹介による応募は現にある。調停委員という仕事の存在を知らないまま人材が埋もれている可能性があるという観点から、一般に広く広報するという意見もあるかもしれない。パンフレット「人と人をつなぐ調停委員 明日の調停を築く」は広報に活用していないのか。

□ 現在のところ、広く調停委員を募集するためのものとしては使っていない。

- どのような団体に推薦依頼したら良いかという話題で意見を複数いただいたが、他方で、積極的な募集や広報をした方が良いといった意見はあるか。

○ 様々な経験を持った人材を発掘するという意味では、これまでと異なる方法を検討するのもありだと思う。

○ 広く応募を周知するようになると、どれだけ応募があるか分からないが、裁判所でどういう人材を採用するかという判断が求められてくる。私の職場でも、嘱託職員を職業安定所などを使って広く募集することがあり、それも一つの方法である。しかし、一方で、多数の様々な応募者が来る上、それに相応しい者が応募してくるとは限らないため、採用する側が大変になるという側面もある。結果的に、相応しい人材が得られなかった場合、現職のつてを頼りに募集することもある。

- 広く公募すれば別の悩みが生じ、競争率も高くなりすぎるという問題もあるということだと思われる。

○ ネットやポスターで周知すると、調停制度を全く知らず、採用する側も想定していないような人達が応募してくる。採用する側の基準をしっかり持っておかないといけないし、広くお願いはしたが、結果的に断ることになる者が増えるという問題がある。社会貢献を推奨しているような企業や団体との接点ができれば、定年後に調停委員になることを考える人もそれなりにいるのではないか。

- 社会貢献を積極的に行う企業や業界団体といかに接点を作るかということであるが、例えば、商工会議所に推薦依頼したことはあるか。

□ 把握している範囲では、当庁では例はない。

○ 企業で活躍してきた人だけではなく、そうではない方の中にも家事調停委員の資質を持っている者が相当数いるのではないか。

- 例えば、ピアノ教師をしている方で調停委員として活躍している者がいる。企業などの組織で仕事をしてきた者、社会経験のある者ということばかり強調すると、応募者の範囲を狭めることもあるのではないかという意見だと思われる。

○ 福祉関係の者であれば、県内にも福祉関係施設が複数あり、協会もあると思われるため、そこに働き掛ける方法がありえる。その他、学校教諭の経験を持っている者に当たる方法もある。

- パンフレット「人と人をつなぐ調停委員 明日の調停を築く」に「法律に詳しくないのですが、調停委員に応募できますか。」という問いに対して、「法律の専門家だけでなく、豊富な社会経験、人生経験を持つ良識豊かな方」が応募に相応しいような記載があるが、中には、社会的に成功して活躍した者でなければいけないのかと思ってためらう人もいるのではないか。知識や経験は、採用された後の研修や経験でサポートできることが伝わった方が良いのではないか。
- 募集の際の強調の仕方の問題、何が家事調停委員の資質なのかという問題になる。必ずしも法律の知識が必須であるわけではないことを説明しようとして、「豊富な社会経験」などの言葉が使われているように思われる。
- 保護司も現実には現役の保護司による紹介がきっかけで応募する者がいると聞いたことがある。例えば、主婦や組織で働いたことのない方の中にも資質のある者がいると思われるが、自分では「豊富な社会経験や良識がありますよ。」とは言いづらいものがあるのではないか。
- 「法律の専門家でなくてもいいですよ。」と伝えるために、逆にハードルが高くなってしまわないように伝え方に気を付けなければならない。他の観点での意見等はないか。
- 例えば、保険会社のサービスセンターの事故対応や保険金支払いなどの業務に当たっている者は、トラブルを収めるのに慣れている。大きな会社や保険会社の業界団体に依頼して、定年退職者を紹介してもらう方法もあるのではないか。中小企業の経営者は、客とのトラブルや社員とのトラブルなどの解決に慣れた者が多い。地域の中小企業の団体や商工会議所などとのパイプを作ることも良いのではないかと思われる。
- 本日は各委員から貴重な御意見をお聴きした。参考にさせていただき、今後の家事調停委員の人材確保に活かしていきたい。

以 上